

随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
令和 6 年 8 月契約

	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	水源林造成事業地理情報管理システムハードウェア保守業務（変更契約）	所長 関口 高士 森林整備センター （神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2）	令和6年8月20日	（株）アイネット （神奈川県横浜市西区みなとみらい5丁目1番2号） 7020001030145	（国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程第40条第1項第1号） 契約事務取扱要領 「随意契約の基準」1－（2） サ 既設の設備等との密接不可欠の関係にあり、同一履行者以外の者に履行させた場合、既設の設備等との使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき	-	1,313,400	-	-	-	-	-	（2年契約）

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。